Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年4月17日水管理・国土保全局砂防部

「土砂災害警戒避難ガイドライン」の改訂について

土砂災害防止法の改正を踏まえ「土砂災害警戒避難ガイドライン」(平成19年4月)の改訂を行いましたのでお知らせします。

- 〇平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等で死者74名の甚大な被害が発生したこと等を受けて、土砂災害防止法が改正され、平成27年1月18日に施行されました。
- ○今般、土砂災害防止法の改正を踏まえ、警戒避難体制を充実・強化するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂しました。
- ○土砂災害に対する警戒避難の体制づくりの手引き書として、都道府県、市町村等の防災担当者をはじめ、住民の方々にも幅広く活用していただきたいと考えています。

<改訂の主なポイント>

- 土砂災害の危険性等の継続的な周知
- 防災情報の住民等への確実な伝達
- ・避難勧告等の発令・解除における国・都道府県からの支援
- ・避難勧告時に求められる住民の避難行動

改訂概要及びガイドライン全文は、以下のURLをご参照下さい。 URL:http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01 hh 000016.html

問い合わせ先:

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

砂防計画調整官 三上 幸三(内線36-102)

課長補佐 野村 康裕(内線36-136)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8466

FAX 03-5253-1610